

議第6号

教育長に対する権限の委任等に関する規則及び岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

教育長に対する権限の委任等に関する規則及び岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和2年3月19日提出

岐阜県教育委員会

教育長 安福正寿

(提案理由)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、条ずれを修正する。

<根拠法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

教育長に対する権限の委任等に関する規則及び岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の前提となる事実

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」(平成29年法律第29号)により、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、条番号が改められた。

公布日：平成29年5月17日

施行日：令和2年4月1日

2 施行日

令和2年4月1日

3 改正の内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い条ずれを修正

- (1) 教育長に対する権限の委任等に関する規則（第1条第1項第15号）
- (2) 岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則
(第1条、第2条)

教育長に対する権限の委任等に関する規則（昭和三十一年岐阜県教育委員会規則第十五号）新旧対照表（第一条関係）

(新)

(旧)

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十四まで

略

十五 法第四十七条の五第一項に規定する学校運営協議会を設置し、及びその委員を任命し、又は解任すること。

十六から二十まで

略

2

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十四まで

略

十五 法第四十七条の六第一項に規定する学校運営協議会を設置し、及びその委員を任命し、又は解任すること。

十六から二十まで

略

2

第一条から第五条まで 略

付 則 略

第一条から第五条まで

略

付 則 略

略

岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成三十年岐阜県教育委員会規則第一号）新旧対照表（第二条関係）

（新）
（旧）

（趣旨）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第四十七条の五第一項の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協議会の設置の通知）

第二条 岐阜県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会を置くときは、対象学校（法第四十七条の五第二項第一号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）にその旨を通知するものとする。

第三条から第十四条まで 略

（趣旨）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第四十七条の六第一項の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協議会の設置の通知）

第二条 岐阜県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会を置くときは、対象学校（法第四十七条の六第二項第一号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）にその旨を通知するものとする。

第三条から第十四条まで 略

附 則 略

附 則 略